



発行日 2024.2.5

発行者 瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良孝司

元旦に襲った能登半島地震から1ヶ月が経ちました。テレビ等の報道で、なかなか進まない復興を見るにつけ、心が痛みます。1日でも早く復興されることをお祈りします。

2月に入りました。季節を分ける節も過ぎ暦の上では春ですが、もう少し寒さは続くようです。日本の四季はなくなりつつあるともいわれていますが、それぞれの季節を体感しながら普通に暮らしていけることをうれしく思います。



サザンカ【扇川遊歩道(自宅近く)】2024.2.1 撮影

【INDEX】

- 労災保険に関する最新情報
4月より労災保険率の改定が予定されています 1
- 労働に関する最新情報
「仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について」 2
- 年金に関する最新情報
令和6年度の年金額改正について 2
- 特集
高年齢雇用継続給付の見直しについて 3
- 調査資料から
70歳までの就業機会を確保する企業は約3割 4
- PRIVATE
知多四国八十八か所巡り
雪の御在所岳 4

■ 労災保険に関する最新情報

4月より労災保険率の改定が予定されています！

厚生労働大臣は昨年12月22日に、労働政策審議会に対して「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行いました。事業主が支払う労災保険料算出に用いる労災保険率の改定などを主な内容とするものです。12月26日、同審議会からいずれも妥当であるとの答申があったことから、同省は令和6年4月1日の施行に向け、速やかに省令の改正作業を進めるとしています。

■ 労災保険率とは？

労災保険率とは、労災保険料の計算に用いられる料率のことです。労災保険率は業種によって異なり（全部で54の事業）、それぞれの業種の過去3年間の災害発生状況などを考慮し、原則3年ごとに改定されています。建設事業などの危険な業種ほど高く、労災事故が起こりにくい業種ほど低く設定されています。

■ 労災保険率を業種平均で0.1/1000引下げへ

労災保険率の業種平均は現在4.5/1000ですが、業種平均で0.1/1000引き下げられる予定です（4.4/1000へ）。

・引下げ→「林業、定置網漁業又は海面魚類養殖業」「採石業」「めつき業」「金属材料品製造業」などの17業種
業」「ビルメンテナンス業」の3業種
・変化なし→34業種

■ 一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率を改定へ

全25区分中、5区分で引下げとなる予定です。

・引下げ→「個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業」「建設業の一人親方」「医薬品の配置販売業者」「金属等の加工、洋食器加工作業」「履物等の加工の作業」の5区分
・引上げ→なし

■ 請負による建設の事業に係る労務費率（請負金額に対する賃金総額の割合）を改定へ

「鉄道又は軌道新設事業」「その他の建設事業」の労務費率を引き下げる予定です。

■労働に関する最新情報

「仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について」

厚生労働省の労働政策審議会は12月26日、厚生労働大臣に建議した報告書「仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について」を公表しました。厚生労働省ではこの建議の内容を踏まえて、次期通常国会に育児・介護休業法改正案の提出を目指すとしています。

報告書では、仕事と育児・介護の両立支援対策の見直しについて、法的整備も含めた所要の措置として、以下の6つにおいて具体策や対応の方向を提示しています。

■子の年齢に応じた両立支援に対するニーズへの対応

子が3歳になるまでのテレワーク利用を事業主の努力義務としたほか、3歳以降小学校就学前までは、始業時刻等の変更、テレワーク等、短時間勤務制度、保育施設の設置運営等、新たな休暇の付与など柔軟な働き方を実現するための選択肢を2つ以上導入することも義務付け、労働者がその中から1つを選んで使えるようにとしています。また、3歳になるまでと同様、3歳以降小学校就学前までの子を育てる労働者に所定外労働の制限（残業免除）を請求できることとしています。

■仕事と育児の両立支援制度の活用促進

現在の常時雇用する労働者1,000人超の事業主に義務付けている男性の育児休業取得率の公表については、300人超の事業主に拡大。男性の育児休業の更なる取得を促進します。

■年金に関する最新情報

令和6年度の年金額改正について

年金額は前年度から2.7%の引き上げ

「令和5年平均の全国消費者物価指数」(総務省)の公表を受けて、平成6年度の年金額は、法律に基づき、令和5年度から2.7%の引き上げになります。

【令和6年度の年金額の例】

	令和5年度 (月額)	令和6年度 (月額)
国民年金 (満額1人分)	66,250円	68,000円 (+1,750円)
厚生年金 (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む)	224,482円	230,483円 (+6,001円)

※1 昭和31年以前生まれの人の老齢基礎年金(満額1人分)は、月額67,808円です。(対前年度比+1,758円)

※2 平均的な収入(平均標準報酬(賞与を含む月額換算)43.9万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金の給付水準です。(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額))

■次世代育成支援に向けた職場環境の整備

2014年に10年間延長された「次世代育成支援対策推進法」を、2035年3月末まで再延長し、「くるみん」などの認定基準を見直します。

■介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等

介護離職防止のため、事業主に介護休業などの支援制度に関する情報提供を義務付けます。支援制度の利用円滑化に向けた研修、相談体制の整備、利用事例の収集・提供、方針の周知などいずれかの雇用環境の整備についても義務付けることを求めています。

■個別のニーズに配慮した両立支援

事業主に、妊娠・出産の申出時や子が3歳になるまでの適切な時期の面談等の際に、労働者の仕事と育児の両立に係る個別の意向の聴取とその意向への配慮を義務付けます。

■仕事と育児・介護との両立支援に当たって必要な環境整備

労働者が両立支援制度の利用申出や利用をしたことを理由として、当該労働者に対して不利益な取扱いをしてはならないことや、プライバシーへの配慮をすることなどを、指針で示すことを求めています。

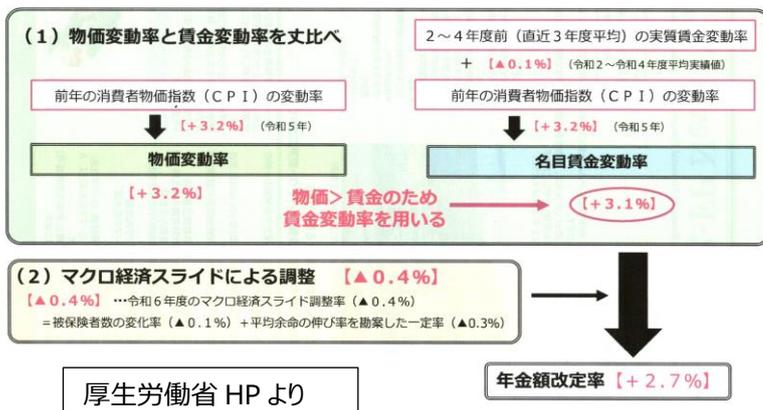
【年金額の改定ルール】

年金額は、物価変動率や名目手取り賃金変動率に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっています。物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律で定められています。

このため、令和6年度の年金額は、名目手取り賃金変動率(3.1%)を用いて改定します。また、令和6年度のマクロ経済スライドによる調整(▲0.4%)が行われます。よって、令和6年度の年金額の改定率は、2.7%となります。

令和6年度の年金額の改定について

- 年金額は、物価や賃金の変動に応じて毎年度改定を行う仕組みとなっており、物価変動率が名目賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、名目賃金変動率を用いて改定する。
- この結果、令和6年度の年金額は、前年度から+2.7%のプラス改定となる。



高齢雇用継続給付の見直しについて

定年後に再雇用された労働者の賃金については、特別支給の老齢厚生年金と雇用保険の高齢継続給付の金額を踏まえて賃金を調整するということが一般的に行われています。しかしながら、特別支給の厚生年金の開始年齢が、段階的に引き上げられていること、今回ご案内の高齢雇用継続給付の見直しが決まっていることを考えると今後の賃金制度の見直しが必要となってきます。ご参考にしてください。

■改正の趣旨

高齢者等の雇用の安定等に関する法律による高齢者雇用確保措置の進展等を踏まえ、高齢雇用継続給付の給付率が見直されます。

■見直しの背景

高齢雇用継続給付金は、もともと高齢者の失業を防ぐために雇用継続の援助または雇用継続を促進するための給付として設けられたものです。しかし、高齢者人口の増加に伴って、高齢者雇用安定法の施行により、「65歳までの定年の引き上げ」「65歳までの継続雇用制度の導入」など、高齢者の就労環境が進められてきました。

こうした法律の整備によって、高齢者でも働ける環境が整ってきたため、高齢雇用継続給付金の役割も終わりつつあると考えられ、給付の縮小と廃止の方向が決まりました。

■現行の高齢雇用継続給付金

次の3つの条件を満たす必要があります。

1. 60歳以上65歳未満の雇用保険の一般保険者であること
2. 雇用保険の被保険者期間が5年以上あること
3. 60歳以降の賃金が60歳到達時点の75%未満かつ支給限度額未満であること

⇒65歳に達するまでの期間について、60歳以降の各月の賃金の15%を支給

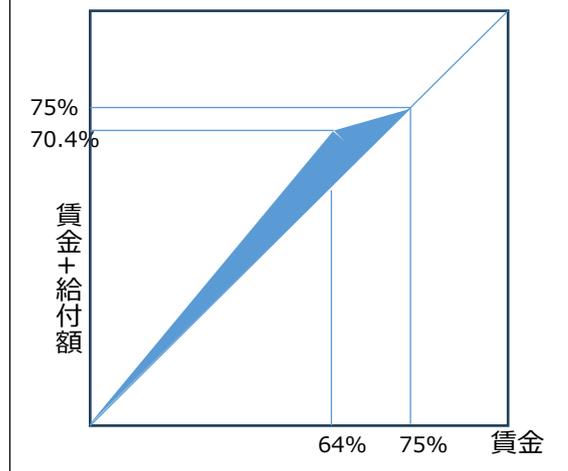
(賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金の70.15%を超え75%未満の場合は逡減した率)

■改正の内容

○令和7年度から60歳となる労働者への同給付の給付率を10%に縮小(令和7年4月1日施行)

※見直しに当たり、高齢労働者の処遇の改善に向けて先行して就業確保措置に対する支援策とともに、同給付の給付率の縮小後の激変緩和措置についても合わせて講ずる。

【改正後の制度のイメージ図】



改正前 (平成15年改正)	
給付率	賃金の原則15% ※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して ・70.15~75%：給付額は逡減 ・75%以上：支給しない



改正後 (令和7年4月施行)	
給付率	賃金の原則10% ※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して ・70.4~75%：給付額は逡減 ・75%以上：支給しない

■在職老齢年金と高齢雇用継続給付との併給調整について

在職老齢年金の対象者が高齢雇用継続給付を受けられる場合、在職老齢年金による支給停止に加え、さらに老齢厚生年金の一部が支給停止されます。

【現行の支給停止額の計算方法】

60歳以降の賃金が60歳到達時の賃金と比較して、

ア 61%未満	調整額(支給停止額)=標準報酬月額×6/100
イ 61%以上75%未満	調整額=標準報酬月額×(6/100から一定の割合で逡減するよう省令で定められた率)
ウ 75%以上	支給調整は行わない

【改正の動向】

調整率の逡減率に変更となる予定で、現在厚生省案に対するパブリックコメントの募集が行われています。令和6年2月下旬に省令が発出され、令和7年4月施行予定となっています。

■改正に伴う対応について

高齢雇用継続給付の縮小、廃止に伴い、今後の定年退職後再雇用者の賃金をどうするか、会社の方針を検討する必要があります。具体的には、同一労働同一賃金との関係、高齢者を戦力として使うか、法律上の義務を果たすのみとするかなどの検討があります。

■ 調査資料から

70歳までの就業機会を確保する企業は約3割

～厚生労働省「令和5年高齢者雇用状況等報告」より

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、65歳までの高齢者雇用確保措置を講じるよう企業に義務付けているほか、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置（高齢者就業確保措置）を講じるように努めることを企業に義務付けています。

厚生労働省は、今年6月の時点で高齢者の雇用状況について従業員21人以上の全国の企業23万社あまりを対象に調査し、その結果を公表しました。主なポイントは次のとおりです。

■ 65歳までの高齢者雇用確保措置の実施状況

- ・65歳までの高齢者雇用確保措置を実施済みの企業は99.9% [変動なし]
- ・高齢者雇用確保措置の措置内容別の内訳は、「継続雇用制度の導入」により実施している企業が69.2% [1.4ポイント減]、「定年の引上げ」により実施している企業は26.9% [1.4ポイント増]

■ 70歳までの高齢者就業確保措置の実施状況

- ・70歳までの高齢者就業確保措置を実施済みの企業は29.7% [1.8ポイント増]
- ・中小企業では30.3% [1.8ポイント増加]、大企業では22.8% [2.4ポイント増]

厚生労働省は「人手不足が深刻な中小企業のほうが比較的、制度の導入に積極的な傾向が見てとれます。法律の施行以降、就業機会を確保する企業は増加していて、引き続き制度の導入や環境整備を働きかけていきたい」としています。

■ 企業における定年制の状況

- ・65歳以上定年企業（定年制の廃止企業を含む）は30.8% [1.4ポイント増]

■ 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

- ・66歳以上まで働ける制度のある企業は43.3% [2.6ポイント増]
- ・70歳以上まで働ける制度のある企業は41.6% [2.5ポイント増]

□ PRIVATE

知多四国八十八か所巡り

「知多四国霊場」は豊明市の曹源寺を第1番札所として知多半島の東を南下し、篠島・日間賀島を経て西海岸を北上、大府市の円通寺までの八十八か所と番外十か所、九十八ヶ寺で、191kmの行程です。

今回は、前回の続き48番から65番と番外1カ所で知多新線内海駅から常滑線常滑駅まで35km19カ寺を巡って来ました。

やまのかみ大明神あり、山あり海ありで対岸からのセントレアなども眺められて楽しむことができました。



第51番札所野間大坊



第55番札所法山寺

雪の御在所岳

4人のメンバーで雪の御在所岳に登ってきました。今回は、雪山を楽しむ目的で、往復ロープウェイを利用です。山行日の2日前に降った大雪で、頂上付近は50.60cmほどの積雪がありました。一面銀世界でふわふわの雪で覆われていました。

今回の計画は、もう一つ頂上で海鮮鍋をやることです。

4人が具材を持ち寄って鍋をやって、最後は雑炊までいただきました。（生卵を新兵器100均の卵ケースに入れて持っていました。）遊びに関してはいろいろなアイデアが出てきます。（笑）



御在所岳頂上



頂上で海鮮鍋

瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良 孝司

〒458-0826

名古屋市緑区平子が丘3029

TEL 052-623-8769 090-9910-2988

FAX 052-623-8769

E-mail mount-like94@ksh.biglobe.ne.jp

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~sr-sera/> (事務所 HP)

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~yamasuki-serappe/> (PRIVATE)